3　破産申立前の注意事項

弁護士　北村 幸裕

Q3－1　申立時に保有する現金と預貯金

私には多額の借入があるため、破産を申し立てようと考えています。

現在の私には、不動産や高価な動産等はないのですが、手元の現金と預貯金を合計すると60万円程度あります。このような場合、管財事件か同時廃止のいずれの手続になるのでしょうか。

A3－1

京都地方裁判所に申立てをする場合、原則として、管財事件になります。

解説

破産申立時点において申立人の手元に残されていた一切の財産は、破産財団となる。この破産財団は、破産手続において換価され、債権者に配当されることになる。ただし、99万円以下の金銭及び差押禁止財産については、破産財団にならないことから（破産法（以下、「法」という。）34条3項各号）、当該財産については換価の対象にならないため、破産者が保有することが許される（本来的自由財産）。そのため、99万円以下の現金は、本来破産財団に含まれるものではない。

ところが、京都地方裁判所では、標準的な世帯の1カ月間の必要な生計費である33万円（民事執行法131条3号、同法施行令1条参照）にある程度余裕を持たせた金額である50万円以上の現金を有している場合には、経験則上、他にも財産を有している可能性があるため、破産財団をもって破産手続費用を支弁するのに不足すると「認めるとき」（法216条1項）にはあたらないとし、原則として管財事件として取り扱われる。

一方、預貯金については、本来的自由財産にはあたらないが（法34条3項各号にはあたらない。）、京都地方裁判所では、例外的に、本来的自由財産と同視できる申立直前の年金･給与を原資とする普通預金及び通常貯金については、破産財団に含めないことができるとされている。ただし、この場合であっても、現金と申立直前の年金･給与を原資とする普通預金及び通常貯金とを併せた金額が50万円以上の場合は、上記の現金の場合と同様、他の財産を有しているとの疑いを生じさせることから、やはり管財事件として取り扱われることになる。

したがって、京都地方裁判所では、申立時点の現金及び預貯金の合計額が50万円を超えている場合、原則として管財事件とされる運用になっているため、それ以上の現金及び預貯金を有している設問の事例では管財事件として扱われることになる。

なお、当該取扱いは地域によって異なるため、実際に申し立てる際には、その地域の専門家に確認されたい。

Q3－2　申立時に保有する高価な財産

Q3－1の事例で、保有している財産が、30万円相当の車のみである場合、手続はどうなりますか。また、保有している個別財産の価額はいずれも20万円を超えないものの、全ての価額を合計すると50万円を超える場合はどうですか。

A3－2

京都地方裁判所においては、いずれの場合も、原則として管財事件になります。

解説

同時廃止の振り分け基準が上記のとおりであるため、破産財団をもって破産手続の費用を支弁できる場合（法216条1項）には、原則として管財事件として取り扱われることになる。

京都地方裁判所においては、簡易管財事件の最低予納金額が20万円とされている。そのため、個別財産の価額が20万円以上の価値のある財産を保有している場合、これを換価することによって破産手続の費用を支弁することが可能となることから、原則として管財事件となる。

また、現金等以外の個別財産の価額がいずれも20万円未満であっても、全体の財産が多額と評価できる場合には、破産財団をもって破産手続の費用を支弁することが可能となる。

この「多額」の判断基準については、事案ごとの個別判断であるが、京都地方裁判所では全体の財産の合計が概ね50万円を超えている場合は、「多額」にあたるとされている。

したがって、上記設例のうち、30万円相当の車を有している場合、個別財産の価額が20万円以上であることから、京都地方裁判所では原則として管財事件となる。

また、全ての財産の価額の合計が50万円以上の場合も、同様に原則として管財事件となる。

Q3－3　申立直前の換価

私には多額の借入があるため、破産申立を予定していますが、めぼしい財産としては、30万円相当の車があるだけです。現在、私は病気のために無収入であり、今後の生活費として、破産の申立てをするまでに、車を売却して現金化しておきたいと考えています。仮に、申立時点で、その車が30万円の現金となっていた場合、管財事件となるのでしょうか。

A3－3

京都地方裁判所においては、当該30万円は原則として現金として扱われるため、同時廃止となります。ただし、車を売却した行為が、財産隠し等債権者を害する行為に該当する等の疑いが生じた場合には管財事件となることがあります。

解説

京都地方裁判所における運用基準では、申立直前において財産を現金化していても、原則として、現金化する前の財産の性質を勘案しないとされている。

そのため、あくまでも現金として取り扱われ、上記A3－1記載の現金の取扱い基準に基づき判断されることになる。

本設例では、50万円以下の現金となっていることから、原則として同時廃止となる。

ただし、破産者が債権者を害することを知ってした行為、破産者が支払の停止又は破産手続開始の申立てがあった後にした破産債権者を害する行為については否認することが出来るとされている（法160条1項各号）。

そのため、このような行為にあたる可能性があると判断された場合には、否認権行使のために管財事件となる場合がある。

その他、財産調査の必要性が認められる場合にも、その調査のために管財事件となる可能性がある。

したがって、申立直前に換価する場合は、専門家のアドバイスを受けながら対応すべきである。

Q3－4　財産分与と否認

私は、現在、妻と離婚協議中ですが、多額の借入があるために、離婚後に破産の申立てを予定しています。私には、私名義の土地建物があるのですが、離婚にあたって、この土地建物を妻の名義に変更したいと思っています。このようなことは可能ですか。

A3－4

当該土地建物を妻に譲渡する行為が、適正な財産分与であると評価されるのであれば、このような譲渡行為は有効であり否認されません。しかし、財産分与が債権者からの追求を逃れるための仮装のものであるといった事情が認められる場合には、破産手続で否認される可能性があります。

解説

同種の事案について、最高裁は、「分与者が既に債務超過の状態にあつて当該財産分与によつて一般債権者に対する共同担保を減少させる結果になるとしても、それが民法768条3項の規定の趣旨に反して不相当に過大であり、財産分与に仮託してされた財産処分であると認めるに足りるような特段の事情のない限り、詐害行為として、債権者による取消の対象となりえないものと解するのが相当である」と判断している（最判昭和58年12月19日民集37巻10号1532頁）。これは、詐害行為取消権の行使に関する事例であるが、争いはあるものの、破産法上の否認権の行使の事例でも適用があると考えられている。

したがって、財産隠匿のための離婚である等の特段の事情が認められれば、否認される場合がある。

Q3－5　労働債権の取り扱い

この度、破産を申し立てることにし、先日、雇用していた従業員を解雇したのですが、現在、先月の賃金と解雇予告手当が未払いになっています。手元にはこれらを十分に支払えるだけの資金が残っているのですが、破産申立前に、未払賃金や解雇予告手当を支払ってもいいのでしょうか。

A3－5

資金に余裕がある場合、破産申立前であっても、未払賃金や解雇予告手当の支払は可能です。ただし、いかなる場合でも許されるわけではありませんので、専門家にご相談下さい。

解説

未払賃金や解雇予告手当は、財団債権（法149条1項）や優先的破産債権（法98条1項）に該当し、破産手続開始決定後には優先的に弁済される（詳細は後記Q4－1参照）。また、事業者が破産を申し立てる際には、予め従業員を解雇しておく必要があることから、これらの債権は、申立時の混乱を最小限に留め、財団散逸防止のための共益的費用にあたると考えられる。そのため、可能な範囲で、未払賃金や解雇予告手当等を弁済しておくべきとされており、申立前の支払は可能である。ただし、支払ができない場合もあり、慎重な判断

が必要である。

特集 倒産　参考文献等

伊藤眞ほか『条解破産法［第2版］』(弘文堂、2014年11月)
伊藤眞『破産法・民事再生法［第3版］』(有斐閣、2014年9月)
東京地裁破産再生実務研究会『破産・民事再生の実務(新版)上』『同中』『同下』(金融財政事情研究会、2008年1月)
全国倒産処理弁護士ネットワーク編『私的整理の実務Q＆A140問』(金融財政事情研究会、2016年10月)
濱田法男ほか『中小企業再生の実務』(日本評論社、2013年12月)
私的整理に関するガイドライン研究会「私的整理に関するガイドライン(Q＆A一部改訂版)」平成13年制定、平成17年改定
https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news171104_2.pdf
経営者保証に関するガイドライン研究会「経営者保証に関するガイドライン」平成25年
https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news251205_1.pdf